

改正案	現行
<p>(適用除外) 第二条 (略) 2 5 4 (略) 5 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）が適用されるガス工作物については、この省令の規定を適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>(ガス製造事業の届出に伴う措置) 第二十四条の二 高压ガス保安法の規定に基づき設置された液化ガス貯蔵設備等は、ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出があつたときに、この省令で定める技術上の基準に適合しているものとみなす。</p> <p>(ガス遮断装置等) 第四十九条 (略) 2 (略) 3 ガスの使用場所である次に掲げる建物にガスを供給する導管には、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる適切な装置を適切な場所に設けなければならない。 一・二 (略) 三 最高使用圧力が低圧である内径七十ミリメートル（液化石油ガスを原料として発生させ、その成分に変更を加えることなく供給するガスを通ずるものにあつては、四十五ミリメートル）以上の導管でガスを供給する建物（前二号に掲げるも</p>	<p>(適用除外) 第二条 (略) 2 5 4 (略) (新設) (新設) (ガス遮断装置等) 第四十九条 (略) 2 (略) 3 ガスの使用場所である次に掲げる建物にガスを供給する導管には、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる適切な装置を適切な場所に設けなければならない。 一・二 (略) 三 最高使用圧力が低圧である内径七十ミリメートル（液化石油ガスを原料として発生させ、その成分に変更を加えることなく供給するガスを通ずるもの）<u>ただし、法第十二条第十三項に定めるところにより一般ガス事業とみなされる簡易ガス事</u></p>

のを除く。)

456 (略)

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

導管の種類	検査の頻度
(1) 最高使用圧力が高圧のもの	埋設の日以後一年に一回以上
(2) 告示で定める導管(以下「特定管理管」という。)であつてガス(五C、L一、L二又はL三のガスグループ(ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)別表三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる五C、L一、L二又はL三のガスグループをいう。以下同じ。)に属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。)を通ずる	埋設の日以後一年に一回以上

業に係るものを除く。)にあつては、四十五ミリメートル以上の導管でガスを供給する建物(前二号に掲げるものを除く。)

456 (略)

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであって当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。)は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

導管の種類	検査の頻度
(1) 最高使用圧力が高圧のもの	埋設の日以後十四月に一回以上
(2) 告示で定める導管(以下「特定管理管」という。)であつてガス(五C、L一、L二又はL三のガスグループ(ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)別表三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる五C、L一、L二又はL三のガスグループをいう。以下同じ。)に属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。)を通ずる	埋設の日以後十二月に一回以上

<p>もの（第四十七条に定める措置（当該部分にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）その他当該導管からのガスの漏えいを防止するための適切な措置（以下本条において単に「措置」という。）が講じられたもの及び(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>
<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>
<p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>
<p>(1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>埋設の日以後四年に一回以上</p>
<p>(2) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p>	<p>埋設の日以後一年に一回以上</p>
<p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p>	<p>埋設の日以後六年に一回以上</p>
<p>ガス工作物の部分</p>	<p>検査の頻度</p>

<p>もの（第四十七条に定める措置（当該部分にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）その他当該導管からのガスの漏えいを防止するための適切な措置（以下本条において単に「措置」という。）が講じられたもの及び(1)に掲げるものを除く。）</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>
<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p>
<p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>
<p>(1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>埋設の日以後四十月に一回以上</p>
<p>(2) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p>	<p>埋設の日以後十二月に一回以上</p>
<p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p>	<p>埋設の日以後七十六月に一回以上</p>
<p>ガス工作物の部分</p>	<p>検査の頻度</p>

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

ガス工作物の部分	検査の頻度
(1) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）	埋設の日以後一年に一回以上
(2) (1)に掲げる部分以外の部分	埋設の日以後一年に一回以上

4 第一項から前項までに規定する検査を、前回の検査の日から次に掲げる期間を経過した日（以下この項において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該検査を行つたものとみなす。

- 一 第一項の表(1)若しくは(2)、第二項の表(2)又は前項の表に規定する検査 一年
- 二 第二項の表(1)に規定する検査 六年
- 三 第一項の表(3)、第二項の表(3)に規定する検査 四年

(危険標識)

第五十二条の二 特定ガス発生設備により発生させたガスを供給

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

ガス工作物の部分	検査の頻度
(1) 特定管理管であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）	埋設の日以後十二月に一回以上
(2) (1)に掲げる部分以外の部分	埋設の日以後十四月に一回以上

(新設)

(新設)

するための導管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所^に当該導管により供給するガスの種類、当該導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。